

全 住 協 第 1 3 7 号
平成 3 0 年 7 月 2 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
中高層委員長 永 嶋 康 雄

住宅宿泊事業の届出に係る協力及び住宅宿泊管理業における個人情報保護法の
対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は
別添資料をご参照ください。 敬 具

記

1. 通知等資料 (1) 住宅宿泊事業の届出に係る協力について (周知) (平成30年7月
17日付 国土動第45号)
 - ①住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について (別添1)
 - ②住宅宿泊事業の届出に係る協力について (別添2)(2) 住宅宿泊管理業における個人情報保護法の対応について (平成30年
7月17日付 事務連絡)
 - ①改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】
(別添1)
 - ②個人データの漏えい等事案の報告について (別添2)
 - ③住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の
対応フロー (別紙)

2. 送付資料 1の(1)と(2)の通知文
※全住協HPに別添、別紙を含む全文を掲載

3. 参考HP (1) 民泊制度ポータルサイト
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>
(2) 漏えい等の対応 (個人情報) (個人情報保護委員会)
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/>

4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当 原田
TEL 03-3511-0611

以 上



国土動第 45 号
平成 30 年 7 月 17 日

一般社団法人全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



住宅宿泊事業の届出に係る協力について（周知）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところであるが、このたび、別添 1 のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係する自治体の長あてに通知を发出したところである。

これを受けて、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、別添 2 のとおり、住宅宿泊管理業者に要請している。

については、不動産業関連団体においても、その旨、貴会傘下企業に対しての周知をお願いしたい。

別添 1

消防予第 463 号
生食発 0713 第 1 号
国住指第 1356 号
国住街第 118 号
観産第 323 号
平成 30 年 7 月 13 日

〔各都道府県知事
各保健所設置市の長
各特別区の長〕

殿

総 務 省 消 防 庁 次 長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

国 土 交 通 省 住 宅 局 長

国 土 交 通 省 観 光 庁 次 長

住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところです。

関係自治体におかれては、同法の施行にあたり、限られた準備期間の中で、多大なる御理解と御協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、本年 3 月 15 日から受付が開始された住宅宿泊事業の届出状況については、政府の規制改革推進会議において、届出に係る手続きの煩雑さが、届出が伸び悩んでいる一因になっているとの指摘があり、6 月 15 日に閣議決定された規制改革実施計画において、システムを利用したオンラインでの届出を基本とするとともに添付書類の削減に取り組むよう都道府県等に要請すること等が盛り込まれたところです。

については、政府においても、住宅宿泊事業法の趣旨や制度について一層分かりやすい説明に努めるなど、その周知を図っていくこととしていますが、関係自治体におかれても、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の運用について、下記の事項を中心に必要な見直しを行い、一層迅速な処理等が図られるよう御協力をお願いいたします。

記

1. 住宅宿泊事業の届出にあたっては、ガイドラインにおいて、「民泊制度運営システムを利用して行うことを原則とする」（ガイドライン2-1. (1)①参照）とされているところ、書面での提出を求め、システムを利用した届出を実質的に認めていないなどの自治体もあることから、各自治体における届出手続きに関する手引き等においても、民泊制度運営システムを通じた届出が可能であることを明記すること等により、同システムの利用促進に努めること。
2. 届出前の事前相談や事前協議を届出者の利便性向上や自治体の円滑な事務処理のため実施することも考えられるが、それにより届出者が届出を躊躇したり、かえって届出者の手続きの負担の増加となることのないよう留意すること。
3. 2. のほか、各自治体において、届出手続きのためのガイドラインや手引が作成されている場合には、法令上の義務づけ事項と推奨事項の混同等、誤解が生じないよう正確で分かりやすい説明に努めること。
4. 届出の際の添付書類について、各自治体によって法令で定めている書類に追加して提出を求めている場合があるが、行政部局間の情報共有等により確認可能と思われる事項を中心に、届出者の負担軽減の観点から、添付書類の簡素化や削減を行うことが出来ないか検討を行うこと。
5. 消防法令適合通知書の提出については、法令で定められた必須事項ではないが、ガイドラインにおいて、届出住宅が消防法令に適合していることを担保する等の目的から、住宅宿泊事業の届出時にあわせて提出するよう求めている（ガイドライン2-1. (3)②参照）。
しかしながら、届出受付時に同通知書の提出が間に合わなかった場合であっても、届出を受け付けた上でその他の事項についての確認作業を進めつつ、届出の受理までに同通知書が提出され消防法令への適合が確保されるのであれば、差し支えない。
なお、この場合においては、住宅宿泊事業所管部局において、消防法令への適合確認手続きをすみやかに進めることを届出者に求めるとともに、消防部局との情報共有を適切に行うこととされたい。
また、地域の実情に応じ、消防法令適合通知書を交付する以外の方法によることとしている場合にあっては、従前通り運用していただいて差し支えないこと。

国土動第 45 号
平成 30 年 7 月 17 日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

住宅宿泊事業の届出に係る協力について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 15 日に施行されたところであるが、このたび、別添のとおり、住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について、関係省庁の担当部局長等から関係する自治体の長あてに通知を発出したところである。

については、住宅宿泊事業の届出予定者には個人事業者等も多く含まれることに鑑み、今後の住宅宿泊事業の届出の促進のため、各機関においても、下記のことについて住宅宿泊管理業者に対する要請をお願いしたい。

記

住宅宿泊管理業者は、家主が住宅宿泊事業の届出に必要な書類や、住宅の所在する自治体の条例などについても理解を深め、家主から、届出をして住宅宿泊事業を実施することについて相談を受けた場合には、届出に関し必要な情報提供を行い、住宅宿泊事業の健全な普及についてご協力ください。

なお、住宅宿泊管理業者は、適切な業務実施を確保するため、管理を受託した住宅に係る届出内容を適切に把握しておくことが必要であり、ご留意ください。

また、情報提供に当たっては、観光庁の民泊制度ポータルサイトや、自治体ホームページの該当箇所の紹介など、正確な情報に基づく案内を行ってください。

(参考)

民泊制度ポータルサイト：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 17 日

各業界団体 御中

国土交通省土地・建設産業局
不動産課

住宅宿泊管理業における個人情報保護法の対応について

本年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法が施行されましたが、このうち住宅宿泊管理業については、個人情報保護法（以下、「法」という。）第 44 条第 1 項及び同法施行令（以下、「令」という。）第 13 条第 1 項の規定により、法第 40 条第 1 項に規定する権限（報告徴収・立入検査）が国土交通大臣に委任されたところです。

つきましては、住宅宿泊管理業者による個人情報の漏えい等事案が発生した場合には、住宅宿泊事業者及び管轄の地方整備局等へ速やかにご報告いただきますようお願いいたします。（別添 2、別紙参照）

報告いただいた漏えい等事案は、国土交通大臣を経由して、個人情報保護委員会へ報告されます。

（参考資料）

・別添 1

「改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏洩等事案発生時の報告先について」

・別添 2

「個人データの漏えい事案の報告について」

※宛先（報告先）を適宜修正の上ご使用ください。

・別紙

「住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の対応フロー」

<担当課>

国土交通省土地・建設産業局不動産課

TEL 03-5253-8111（代表）

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

TEL 03-6457-9849

改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】

業種等	府省庁	漏えい等事案発生時の報告先
株式会社地域経済活性化支援機構	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
金融庁所管業者（※1）	金融庁	金融庁、財務局、財務支局又は 地方公共団体（※2）
犯罪被害者等早期援助団体	国家公安 委員会	都道府県公安委員会
暴力追放運動推進センター		・都道府県暴力追放運動推進センターについては、都道府県公安委員会 ・上記以外については、国家公安委員会
警察共済組合	警察庁	警察庁
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
電気通信業	総務省	・認定個人情報保護団体の対象事業者の漏えい等については、認定個人情報保護団体 ・認定個人情報保護団体の対象事業者以外の漏えい等については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
放送業		・認定個人情報保護団体の対象事業者については、認定個人情報保護団体 ・上記以外については、総務省、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
郵便事業		総務省
信書便事業		・一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 ・上記以外については、総務省
債権管理回収業	法務省	法務省
公証業務		・法務局又は地方法務局の管轄区域内の公証人については、法務局又は地方法務局 ・上記以外については、法務省
更生保護事業		・保護観察所又は地方更生保護委員会が所管する更生保護事業者については、保護観察所又は地方更生保護委員会 ・上記以外については、法務省
株式会社日本政策投資銀行 生命保険契約者保護機構 損害保険契約者保護機構 日本投資者保護基金 銀行等保有株式取得機構	財務省	財務省
株式会社商工組合中央金庫	財務省 経済産業省	財務省 経済産業省
農業協同組合	農林水産省	・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・上記以外については都道府県
農業協同組合連合会		・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするもの及び北海道の区域を地区とするものについては、農林水産省 ・都道府（沖縄県を除く）の区域を地区とする

		<ul style="list-style-type: none"> もの及び都府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、都道府県
農業協同組合中央会（※3）		<ul style="list-style-type: none"> ・全国又は北海道の区域を地区とするものについては農林水産省 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、地方農政局
農業信用基金協会 JFマリンバンク支援協会 漁業信用基金協会 農林中央金庫 JAバンク支援協会		農林水産省
漁業協同組合 水産加工業協同組合		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の区域を超える区域を地区とするものについては、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の区域以上の区域を地区とするものは、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業生産組合		都道府県
商品先物取引業 商品先物取引仲介業	農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省
包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業		経済産業省又は認定個人情報保護団体（※4）
信用保証協会 前払式割賦販売業 前払式特定取引業 指定信用情報機関 認定割賦販売協会	経済産業省	経済産業省
宅地建物取引業		<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の都道府県内で営業している宅地建物取引業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している宅地建物取引業者については、都道府県知事
マンション管理業 賃貸住宅管理業 測量業 住宅宿泊管理業		地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局
不動産特定共同事業	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の都道府県内で営業している不動産特定共同事業者については、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している不動産特定共同事業者については、都道府県知事（1号事業者及び2号事業者に限る。）
不動産鑑定業		<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の都道府県内に事務所を設ける不動産鑑定業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ事務所を設ける不動産鑑定業者については、都道府県知事
建設業		<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をする建設業については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者については、都道府県知事

（※1）一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種等」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇

所があるが、それらの「府省庁」欄及び「漏えい等事案発生時の報告先」欄に重ねて金融庁とは付記していない。

(※2) 詳細は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問 IV-7 参照。

(※3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 9 条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を指す。

(※4) 詳細は「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」 II. 法令解釈指針・事例 (7)個人データ漏えい等の報告等 参照。

平成 年 月 日

個人情報保護委員会 御中

組織名 _____
 担当部署 _____
 業種 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 _____
 (TEL: _____)

個人データの漏えい等事案の報告について

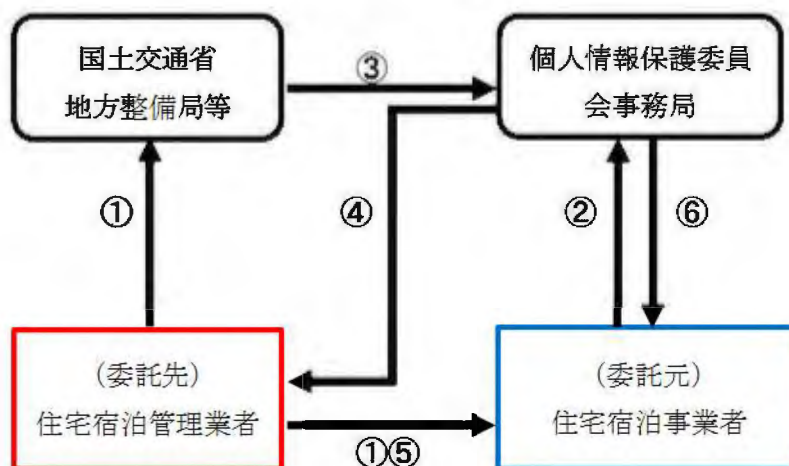
平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。

①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	() 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無 （被害がある場合はその内容）	
⑧公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	

⑩再発防止策等	
⑪その他	

※ 前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の対応フロー



- ① 漏えい等を起こした住宅宿泊管理業者（以下「管理業者」という。）は、住宅宿泊事業者（以下「事業者」という。）に対して、事案の発生及び事実関係を報告するとともに、国土交通省地方整備局等に対して漏えい等事案報告書を提出する。
- ② 事業者は、個人情報保護委員会事務局に対して漏えい等事案報告書を提出する。
- ③ 国土交通省地方整備局等は、国土交通省本省経由で個人情報保護委員会事務局に対して、可及的速やかに漏えい等事案報告書を通知する。
- ④ 個人情報保護委員会事務局は、管理業者に対して漏えい等事案に関する事業者名を聴取する。その結果、②により事業者から漏えい等事案報告書の提出がないことを把握した場合には、管理業者に対して、当該事業者の連絡先を聴取するとともに、個人情報保護委員会事務局から当該事業者に連絡があることを伝えるよう依頼する。
- ⑤ 管理業者は、事業者に対して個人情報保護委員会事務局から連絡がある旨を伝える。
- ⑥ 個人情報保護委員会事務局は、事業者に対して連絡し、漏えい等事案報告書の提出をしようようする。